

中部学院大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なうことを目的とする。

(名称及び所在地)

第1条の2 本学は、中部学院大学短期大学部と称する。

2 本学の所在地は、岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地(関キャンパス)とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第1条の4 本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 本学に、次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 幼児教育学科

乳幼児教育及び保育に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した保育者を養成することを目的とする。

(2) 社会福祉学科

生活の質の向上に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
幼児教育学科	80名	160名
社会福祉学科	100名	200名

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限は4年をこえることはできない。

2 第26条により入学した者の在学年数は、在学すべき年数の2倍に相当する年数をこえて在学することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず在学年限をこえて在学を希望する者がある場合は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業日数の確保のため学長が必要と認めるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(授業日数)

第6条の2 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 5月14日

(4) 春季休業日 3月20日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 7月15日から9月7日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行なうことができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 本学の学科の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 授業科目は、基礎科目及び専門科目に分ける。

(授業科目及び単位)

第9条 本学における授業科目及びその単位は別表第1のとおりとする。

2 特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を増設することができる。

(資格に関する授業科目及び単位数)

第10条 学科にかかる次表の資格等に関する授業科目及び単位数は、別表第1に規定する授業科目及び単位数のうち、第12条第1項、第2項又は第4項に規定する授業科目及び単位数による。

学科・コース	資格
幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格
社会福祉学科	介護福祉士受験資格

第10条の2 学科にかかる次表の資格等に関する授業科目及び単位数は、別表第1に規定する授業科目及び単位数並びに別表第2から第3までに規定する授

業科目及び単位数のうち第12条第3項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に規定する授業科目及び単位数による。

学科・コース	資格
幼児教育学科	児童厚生2級指導員 社会福祉主事任用資格 レクリエーションインストラクター 認定ベビーシッター 中部学院大学短期大学部認定あそび実技指導士 中部学院大学短期大学部認定発達支援士 (インクルーシブサポーター) 中部学院大学短期大学部認定キッズフードマイスター
社会福祉学科	レクリエーションインストラクター 歯科助手 中部学院大学短期大学部リフレクソリスト

(卒業に必要な科目及び単位)

第11条 本学を卒業するためには、別表第4に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(資格の取得)

第12条 幼児教育学科において、教育職員免許状の授与資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。この場合に取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次表のとおりである。

免許状の種類	幼稚園教諭2種免許状

- 2 幼児教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める授業科目並びに単位を取得しなければならない。
 - 3 幼児教育学科及び社会福祉学科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉事業法に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。
 - 4 社会福祉学科において、介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目並びに単位を取得しなければならない。
- 第12条の2 幼児教育学科において、児童厚生2級指導員の資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、一般財団法人児童健全育成推進財団が定める授業科目及び単位を取得しなければならない。
- 2 幼児教育学科及び社会福祉学科において、レクリエーションインストラクターの資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、別表第3の授業科目及び単位を修得しなければならない。
 - 3 幼児教育学科において、認定ベビーシッターの資格を取得しようとする者は、第12条第2項に定めるもののほか、社団法人全国ベビーシッター協会が定め

る授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 4 幼児教育学科において、中部学院大学短期大学部認定あそび実技指導士、認定発達支援士（インクルーシブサポーター）及び認定キッズフードマイスターの資格を取得しようとする者は、学科が定める授業科目及び単位を修得し、資格審査に合格しなければならない。
- 5 社会福祉学科において、歯科助手の資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、公益社団法人日本歯科医師会が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 社会福祉学科において、中部学院大学短期大学部リフレクソロジストの資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、中部学院大学短期大学部リラクセーション・ケアマッサージ研究会が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第13条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

（履修登録）

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年初めの所定の期日までに登録しなければならない。

- 2 在籍する学科以外の学科の授業科目を履修しようとする場合は、所定の期日までにその履修しようとする授業科目を登録しなければならない。
- 3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が履修すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

（履修方法）

第14条の2 授業科目の履修方法は、別に定める。

第5章 試験、単位の認定及び卒業認定

（単位の授与）

第15条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（試験）

第15条の2 所定の授業科目を履修した者は、学年末又は毎学期末に、その科目について行う定期試験を受けなければならない。

- 2 前項の定期試験のほかに、臨時試験を行うことがある。
- 3 試験は、筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。
- 4 試験の評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により、試験に欠席したと学長が認めた者は、願いにより追試験を行うことがある。

(試験を受けることができない者等)

第15条の3 授業科目において欠課時間数が授業時間の3分の1を超えた者は、当該科目の試験を受けることができない。

2 社会福祉学科が行う介護実習で、欠課時間数が介護実習に定める授業時間の5分の1を超えた者は、当該科目の履修の認定をしない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条の4 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条の5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条の4第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第15条の4第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業)

第17条 本学に2年以上在学し、第11条に定める所定の単位を修得した者に対し、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位)

第18条 本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、休学、退学、編入学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第20条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者
- (入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きを行なわなければならない。

2 入学に関する手続きは、別にこれを定める。

(入学志願者の選考)

第22条 入学志願者の選考は、試験その他の方法により行う。

2 入学者の選考の期日及び方法は、その都度定める。

(入学許可及び入学手続き)

第23条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人1名の誓約書及び住民票(外国人にあつては、在留カード)を提出するとともに、入学金その他の学納金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項に定められた誓約書及び住民票に代えて、学長が必要と認める書類を提出させることができる。

(保証人)

第23条の2 保証人は、入学生に係わる一切の責任を負うことのできる独立の生計を営む父母又はその他の成年者とする。

2 保証人が死亡その他の理由により、その責を負うことができないときは、新たに保証人を定めなおして保証書を提出しなければならない。

(改姓等の届出)

第23条の3 本人又は保証人の身分若しくは住所に変更があったとき、及び保証人がその資格を失ったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学、退学及び復学)

第24条 病気その他やむを得ない事由により休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

3 休学の期間は、通算して2年をこえることができない。

4 休学期間は第4条に定める修業年限並びに在学年限に通算しない。

5 休学期間満了のとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 疾病その他の事由によって修学が不適当と認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(除籍)

第24条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

- (1) 授業料その他の納付金の納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第4条第1項又は第2項で定める在学年数をこえた者
 - (3) 第24条第2項に定める休学期間をこえてなお復学できない者
 - (4) 行方不明の者
- (再入学)

第25条 願いにより退学した者が、再入学を願い出た場合は、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

(編入学及び転入学)

第26条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 専修学校のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを終了した者(学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。)で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可する。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転科)

第26条の2 転学科を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長が許可することがある。ただし、転科した者が、再び転科することは認めない。

第7章 入学検定料及び授業料その他の学納金

(学納金等)

第27条 入学検定料及び授業料その他の学納金は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項の学納金のほか、資格取得のための履修費及び実験実習費等を別に徴収することがある。

(入学金の納入)

第28条 入学を許可された者は第23条第1項による手続きと同時に入学金を納入するものとする。

(授業料その他の学納金の納入方法)

第29条 授業料その他の学納金は前期と後期の2期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

2 授業料その他の学納金を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者には登校停止を命じ、引続き滞納するときは除籍することがある。

(休学の場合の学納金)

第30条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学期間中は、別表第6に定める在籍料を納入しなければならない。

(再入学の場合の学納金)

第30条の2 第25条により再入学を許可された者の学納金は、再入学した学年次のものを適用する。

(納付した学納金等)

第31条 一旦納めた入学検定料及び授業料その他の学納金は、いかなる理由があっても返還しない。

(学納金等納入に関する取扱い)

第32条 この学則に定めるもののほか、入学検定料及び授業料その他の学納金の納入に関する取扱いについては、別にこれを定める。

(奨学生)

第33条 学業優秀な者、その他特別の理由がある者に対して、奨学生として認めることができる。

2 奨学生に関する規程は別に定める。

第8章 職員組織

(職員)

第34条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に、別に定めるところにより名誉教授を設けることができる。

(評議会)

第34条の2 本学の運営に関する重要事項を審議するため、評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

(学長・副学長会議)

第34条の3 大学評議会に関する審議事項の事前調整及び基本方針の決定を行うため学長・副学長会議を置く。

2 学長・副学長会議の運営に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第35条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。

3 学長は必要に応じ、教授会に准教授、講師、助教又はその他の職員を出席させることができる。

4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(審議事項)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第36条の2 本学に常設の委員会及び臨時の委員会を置くことができる。

(学科長会議)

第36条の3 本学に学科長会議を置く。

2 学科長会議に関する規程は、別に定める。

(学科会議)

第36条の4 本学の設置する学科に学科会議を置く。

2 学科会議に関する規程は、別に定める。

第9章 長期履修学生

(長期履修学生)

第36条の5 第4条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり授業科

目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 削除

第37条から第46条まで 削除

第11章 聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生
(聴講生及び科目等履修生)

第47条 特定の授業科目について聴講又は科目等履修を願い出た者に対しては、選考の上教育に支障のない範囲内で聴講生又は科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第15条の規定を準用する。

3 聴講生及び科目等履修生に関する取扱いは、別に定める。

(研究生)

第48条 研究を希望する者に対しては、研究生としてこれを許可する。

2 研究生に関する取扱いは、別に定める。

(聴講生、科目等履修生及び研究生の学納金等)

第48条の2 聴講生、科目等履修生及び研究生の出願料及び科目等履修料その他の学納金は、別表第7に定めるとおりとする。

(委託生)

第49条 公共団体又はその他の機関により本学の特定の授業科目について修学を委託する者があるときは、選考のうえ、委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生が在学のために必要な学納金等は、科目等履修生に準じ、その負担の責は委託機関において負うものとする。

(外国人留学生)

第50条 第20条のいずれかの入学資格を有する外国人で、本邦所在の外国公館の証明のある者は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学検定料及び授業料その他の学納金は、正規の課程に準ずるものとする。

(聴講生等に関する別の定め)

第51条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生(以下「聴講生等」という。)に関する規程は、別に定める。

第12章 図書館及び附置教育研究施設等

(図書館)

第52条 本学に、附属図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附置教育研究施設)

第53条 本学に、附置教育研究施設及びその他の附属施設を置くことができる。

2 附置教育研究施設及びその他附属施設に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第54条 本学は、教員、介護福祉士、保育士等の再教育、成人教育及び一般公衆

の文化向上のために公開講座を設けることができる。

第14章 保健施設

第55条 削 除

(保健施設)

第56条 本学内に、学生並びに教職員の健康保持とその増進のために保健施設を設け、又毎年定期検診を行なう。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第57条 品行学業ともに優秀で他の模範生となる学生に対しては、表彰を行なうことがある。

(懲 戒)

第58条 学則又は、規則に違反し、その他学生の本分に背く行為のあった者は、その情状、軽重によってこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

第59条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 本学の方針に違反し、学生の本分にもとる行為がある者と認められた者
- (3) 出席常ならぬ者、又は正当な理由なく1ヶ月以上欠席した者

附 則

第60条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し、さらに必要な事項は別にこれを定める。

第61条 この学則は昭和42年4月1日から施行する。

2 この学則は昭和43年4月1日から実施する。ただし、第27条、第28条、第29条の規定は現に本学に在学する者については、従前の例による。

3 第9条の5・6および第11条の6については、昭和45年4月1日から実施する。

4 第2条、第3条、第4条、第9条、第11条、第15条、第18条、第28条、第29条、第37条、第38条、および第39条を改正し、昭和47年4月1日から実施する。

5 第2条、第3条、第9条、第11条、第28条および第29条を改正し、昭和48年4月1日から実施する。

6 第9条第1項第2号および第4条、第11条第1項第1号及至第4号、第27条、第28条、第29条および第37条を改正し、昭和54年4月1日から実施する。

7 第3条、第27条、第28条および第29条を改正し、昭和55年4月1日から実施する。

8 第9条第1項第1号および第4号、第11条第1項、第28条および第29条を改正し、昭和57年4月1日から実施する。

9 第2条、第3条、第9条、第11条、第28条および第29条を改正し、昭和58年4月1日から実施する。

- 10 第2条、第3条、第4条、第9条、第11条、第18条、第27条、第28条、第29条、第37条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条を改正し、またあらたに第23条第5項、第34条の2を設ける。昭和59年4月1日より実施する。
- 11 第9条、第11条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第28条、第29条を改正し、またあらたに第11条、第6項、第7項、第14条、第2項を設ける。昭和60年4月1日より実施する。
- 12 第33条、第41条を改正し、またあらたに第33条第2項、第38条、同条第2項を設ける昭和61年4月1日より実施する。
- 13 第3条、第9条、第11条、第28条を改正し、昭和63年4月1日から実施する。ただし、昭和63年度においては商学科、初等教育学科の総定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。
- | | | |
|--------|--------|------|
| 昭和63年度 | 商学科 | 140名 |
| | 初等教育学科 | 80名 |
- 14 第51条を第61条とし、第37条から第50条までを10条ずつ繰り下げる。第13章を第14章とし、第9章から第12章までを1章ずつ繰り下げる。第8章の次に「第9章専攻科」を加え、第37条から第46条を加える。平成元年4月1日より実施する。
- 15 第29条第1項を改正し、平成元年4月1日から実施する。
- 16 第9条、第11条第7項、および第41条を改正し、平成2年4月1日から実施する。
- 17 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 18 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学科	150人	240人	150人	300人	90人	240人

- 19 この改正学則は、平成2年10月1日から施行し、この改正規定施行日以後に入学する学生に係る入学検定料、入学金及び授業料から適用する。
- 20 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 21 次の学科の学生定員は、第3条(第61条附則第18項を含む)の規定にかかわらず平成12年度までの間は、次によるものとする。

年度 学科・専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	80人	120人	80人	160人	40人	120人
商学科	180人	330人	180人	360人	90人	270人

- 22 この学則は平成4年4月1日より施行し、平成4年度の学生から適用する。
- 23 この学則は平成5年4月1日より施行し、平成6年度入学に係る受験生から適用する。
- 24 この学則は平成6年4月1日より施行する。ただし、平成6年度においては社会福祉学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず100名とする。
- 25 この学則は、平成5年10月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。
- 26 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。
- 27 この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学者から適用する。

- 28 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 29 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。

[平成9年度]

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、改正後の第28条及び第45条の規定は、平成9年度入学者から適用する。
- 2 次の学科の収容定員は、第3条、第61条第18項及び第61条第21項の規定にかかわらず平成9年度においては、つぎによるものとする。
平成9年度 商学科 270名
- 3 従前の英文学科及び初等教育学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	0人	40人	—	—
初等教育学科	0人	30人	—	—

- 4 平成9年3月31日に英文学科及び初等教育学科に在学している者に係る免許資格及び授業料は、なお従前の例による。
- 5 次の学科の学生定員は、第61条第21項の規定にかかわらず、平成9年4月1日以降は、次によるものとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	募集停止			
初等教育学科	90人	270人	90人	180人

[平成10年度]

この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学者から適用する。

附則 [最終改正 1998年3月19日 理事会議決]

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 [1998年12月14日 理事会議決]

この学則は、1999年4月1日から施行し、1999年度入学者から適用する。

附則 [1999年3月19日 理事会議決]

この学則は、1999年4月1日から施行し、学納金の改定は、1999年度入学者から適用する。

附則 [1999年9月30日 理事会議決]

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附則 [1999年12月15日 理事会議決]

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、別表第9及び別表第11の改正規定は、2000年度入学者から適用する。

附則 [2000年3月15日 理事会議決]

- 1 この学則は、2000年4月1日から施行する。
- 2 中部学院大学短期大学部単位互換実施規程（1997年9月26日施行）の一部を次のように改正する。
第1条中「第15条の2」を「第15条の4」に改める。
- 3 中部学院大学短期大学部既修得単位認定規程（1998年4月1日施行）の一部を

次のように改正する。

第1条中「第15条の4」を「第16条」に改める。

附則 [2000年9月26日理事会議決]

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、経営学科にかかる2001年度の収容定員は、160名とする。

附則 [2001年3月19日理事会議決]

この学則は、2001年4月1日より施行する。

附則 [2001年11月5日院内理事会議決]

この学則は、2002年4月1日より施行する。

附則 [2002年1月22日理事会議決]

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附則 [2002年3月18日理事会議決]

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附則 [2002年5月24日理事会議決]

この学則は、2002年5月24日から施行する。

附則 [2003年1月21日理事会議決]

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附則 [2003年3月18日理事会議決]

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附則 [2003年9月24日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附則 [2004年1月20日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附則 [2004年3月17日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附則 [2004年9月22日理事会議決]

この学則は、2004年9月22日から施行する。

附則 [2004年12月20日理事会議決]

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。
- 2 この学則による改正後の学則第7章の章名、第27条、第31条、第32条、第45条、第48条の2、第49条、第50条、別表第6、別表第8及び別表第9の規定は2004年12月20日から施行する。

附則 [2005年3月17日理事会議決]

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、2004年度入学者から適用する。

附則 [2005年5月25日理事会議決]

この学則は、2006年4月1日より施行し、2006年度入学者から適用する。ただし、別表1は2004年度入学者から適用する。

附則 [2005年9月21日理事会議決]

この学則は、2005年10月1日より施行する。

附則 [2005年12月14日理事会議決]

この学則は、2005年12月14日より施行する。

附則 [2006年3月15日理事会議決]

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則 [2006年9月26日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日より施行する。

附 則 [2007年3月19日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、第10条の2ケアクラーク技能認定試験受験資格及び別表第1(2)専門科目のうち、経営情報学科の「社会人の基礎学力」、幼児教育学科の「家族援助演習」、社会福祉学科の「認知症ケア実践」の授業科目は、2006年度入学生から適用する。

附 則 [2007年5月28日理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 従前の経営情報学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 2008年3月31日に経営情報学科に在学している者に係る授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の学則第12条の2第4項の規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 [2008年3月19日理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日より施行する。
- 2 従前の経営情報学科は、2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、経営情報学科の教育研究上の目的については、改正後の第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

経営情報学科

経営・経済・会計・情報の基礎理論、実際について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した地域社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

附 則 [2008年5月26日理事会議決]

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、社会福祉学科にかかる2009年度の収容定員は180名とする。

附 則 [2008年9月24日理事会議決]

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項別表第5に定める卒業に必要な最低修得単位数は、2008年度入学生から適用する。
- 2 改正後の学則第9条第1項別表1(2)社会福祉学科専門科目は、2009年度入学生から適用し、この学則の施行日前に現に在学する学生の授業科目の取り扱いについては、なお従前の例による。ただし、「介護実習・施設Ⅰ」「介護実習・施設Ⅱ」「介護実習・施設Ⅲ」「在宅介護実習」「実習指導Ⅰ」「実習指導Ⅱ」「実習指導Ⅲ」及び「実習指導Ⅳ」の必修の授業科目を選択の授業科目とし、2008年度入学生に適用する。

附 則 [2008年12月16日理事会議決]

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [2009年3月17日理事会議決]

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [2009年9月29日理事会議決]

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日の前日に在学する学生の授業科目の取扱いについては、なお

従前の例による。

附 則 [2010年9月30日理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。

附 則 [2010年12月15日理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行し、改正後の別表第1(2)専門科目中、幼児教育学科「保育実践演習」に係る規定は、2011年度入学生から適用し、同「専門ゼミナール」に係る規定は、2010年度入学生から適用する。

附 則 [2011年3月22日理事会議決]

1 この学則は、2011年4月1日から施行し、改正後の学則別表第3の規定は、2011年度入学生から適用し、改正後の学則別表1(1)の規定は、2010年度入学生から適用する。

2 中部学院大学短期大学部長期履修学生規程(2003年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の3」を「第36条の5」に改める。

附 則 [2011年9月28日理事会議決]

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第36条の改正規定については、2011年9月28日から施行する。

附 則 [2012年3月12日理事会議決]

この学則は、2012年4月1日より施行する。

附 則 [2012年9月20日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 [2013年3月11日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学生から適用する。

附 則 [2013年9月25日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第34条の3を改正する規定は2013年9月25日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 [2013年12月18日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 [2014年9月24日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。

附 則 [2015年3月16日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。ただし、別表第1(2)及び別表第7に掲げる科目のうち、職業体験Ⅰ、職業体験Ⅱ及び職業体験Ⅲについては、2014年度入学生から適用する。

附 則 [2015年5月27日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則 [2015年12月15日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。ただし、改正後の第10条の2の表に掲げる中部学院大学短期大学部リフレクソリスト及び第12条の2第5項については、2014年度入学生から適用する。

附 則 [2016年3月8日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2017年3月15日理事会議決]

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、別表第1(4)の改正規定については、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2017年9月27日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2018年3月15日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2018年9月27日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 [2019年3月12日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。なお、介護の日本語Ⅰ、介護の日本語Ⅱ、介護の日本語Ⅲ、介護の日本語Ⅳ、介護学習の基礎Ⅰ及び介護学習の基礎Ⅱの授業科目については、2018年度入学生から適用する。

附 則 [2019年9月30日理事会議決]

この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定については、2019年9月30日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 [2020年3月17日理事会議決]

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表第1(2)専門科目「所作表現論」の授業科目の改正は、2018年度入学生から適用する。

附 則 [2020年12月15日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年12月15日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 [2022年3月17日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 [2023年3月16日理事会議決]

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則 [2023年5月30日理事会議決]

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則 [2023年12月20日理事会議決]

この学則は、2024年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、幼児教育学科及び社会福祉学科にかかる2025年度の収容定員は次のとおりとする。

年 度 学 科	2025年度	
	入学定員	収容定員
幼児教育学科	80	180
社会福祉学科	100	180

別表第1(1)基礎科目

授 業 科 目			単 位 数		備 考
			必修	選択	
幼 児 教 育 学 科	人間とキリスト教	キリスト教概論	2		このうち幼 児教育学科 は9単位以 上修得のこ と。
		キリスト教文化		2	
		キリスト教と音楽		2	
	社会と文 化	文学と人間		2	
		哲学の基礎		2	
		歴史と人間		2	
		生活と文化		2	
		社会学		2	
		日本国憲法		2	
		ジェンダー論		2	
		現代社会と情報		2	
		ボランティア実践論		2	
		情報活用論		2	
		統計学		2	
		ボランティア活動論		2	
		倫理学の基礎		2	
法学		2			
経済学		2			
政治学		2			
多文化コミュニケーション		2			
仕事と人生		2			
美濃と飛騨のふくし		2			
ライフステージと法		2			
教養基礎Ⅰ		1			
教養基礎Ⅱ		1			
自然の理 解	岐阜の自然		2		
	心理学		2		
健康・スポ ーツ 科学	スポーツ科学論		2		
	身体による表現活動(スポーツ実技)		1	(実技)	
言語と文 化	言語による表現活動Ⅰ-1 (コミュニケーション英語)		1	(演習)	
	言語による表現活動Ⅰ-2 (コミュニケーション英語)		1	(演習)	
	言語による表現活動Ⅰ-3 (コミュニケーション英語)		1	(演習)	

		言語による表現活動Ⅰ-4 (コミュニケーション英語)	1	(演習)
		言語による表現活動Ⅱ-1 (コミュニケーション中国語)	1	(演習)
		言語による表現活動Ⅱ-2 (コミュニケーション中国語)	1	(演習)
		言語による表現活動Ⅲ-1 (コミュニケーション韓国語)	1	(演習)
		言語による表現活動Ⅲ-2 (コミュニケーション韓国語)	1	(演習)
		言語による表現活動Ⅳ-1 (コミュニケーション日本語)	1	☆(演習)
		言語による表現活動Ⅳ-2 (コミュニケーション日本語)	1	☆(演習)
		言語による表現活動Ⅳ-3 (コミュニケーション日本語)	1	☆(演習)
		言語による表現活動Ⅳ-4 (コミュニケーション日本語)	1	☆(演習)
		日本事情	2	☆
		海外研修(異文化交流)	2	(演習)
		海外短期留学Ⅰ	2	(演習)
		海外短期留学Ⅱ	4	(演習)
	基礎演習	基礎ゼミナール	2	(演習)
社会福祉学 科	人間とキリスト教	キリスト教概論 キリスト教文化 キリスト教と音楽	2	このうち社会福祉学科は12単位以上修得のこと。
	社会と文化	文学と人間 哲学の基礎 歴史と人間 生活と文化 社会学 日本国憲法 ジェンダー論 現代社会と情報 ボランティア実践論 情報活用論 統計学 ボランティア活動論 倫理学の基礎 法学 経済学 政治学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

	多文化コミュニケーション		2	
	仕事と人生		2	
	美濃と飛騨のふくし		2	
	ライフステージと法		2	
	教養基礎Ⅰ		1	
	教養基礎Ⅱ		1	
自然の理解	岐阜の自然		2	
	心理学		2	
健康・スポーツ科学	スポーツ科学論		2	
	身体による表現活動(スポーツ実技)		1	(実技)
言語と文化	言語による表現活動Ⅰ-1 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-2 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-3 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-4 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅱ-1 (コミュニケーション中国語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅱ-2 (コミュニケーション中国語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅲ-1 (コミュニケーション韓国語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅲ-2 (コミュニケーション韓国語)		1	(演習)
	海外研修(異文化交流)		2	(演習)
	海外短期留学Ⅰ		2	(演習)
	海外短期留学Ⅱ		4	(演習)
	介護の日本語Ⅰ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅱ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅲ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅳ		1	☆(演習)
	介護学習の基礎Ⅰ		2	☆(演習)
	介護学習の基礎Ⅱ		2	☆(演習)
基礎演習	基礎ゼミナール		2	(演習)

注1 ☆印は、外国人留学生の授業科目とする。

別表第1(2) 専門科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科	保育原理	2		
	社会的養護 I		2	
	障害児保育		2	(演習)
	保育実習 I A (保育所)		2	(実習)
	保育実習 I B (施設)		2	(実習)
	保育実習 II (保育所)		2	(実習)
	保育実習 III (施設)		2	(実習)
	子どもの保健		2	
	子どもの食と栄養 A		1	(演習)
	子どもの食と栄養 B		1	(演習)
	音楽 A		1	(演習)
	音楽 B		1	(演習)
	社会福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	子育て支援		1	(演習)
	子ども家庭福祉		2	
	キリスト教保育		1	(演習)
	職業体験指導		1	(演習)
	職業体験 I		2	(実習)
	職業体験 II		2	(実習)
	職業体験 III		2	(実習)
	保育・教職実践演習 (幼稚園)		2	(演習)
	専門ゼミナール		2	(演習)
	教職概論		2	
	教育原理		2	
	教育社会学		2	
	保育の心理学		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	教育心理学		2	
	特別支援教育論		1	
	保育・教育課程論		2	
	教育方法論		2	
	幼児理解の理論と方法		1	(演習)
	教育相談		2	
	保育内容総論		1	(演習)
	保育内容(健康)		1	(演習)
	保育内容(人間関係)		1	(演習)
	保育内容(環境)		1	(演習)
	保育内容(言葉)		1	(演習)
	保育内容(表現)		1	(演習)
	幼児と健康		1	(演習)
	幼児と人間関係		1	(演習)
	幼児と言葉		1	(演習)
	幼児と表現		1	(演習)
	乳児保育 I		1	(演習)
	乳児保育 II		1	(演習)
	子どもの健康と安全		1	(演習)
社会的養護 II		1	(演習)	
総合表現活動 A		2	(演習)	
総合表現活動 B		2	(演習)	
保育実習事前・事後指導 I A		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 I B		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 II		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 III		1	(演習)	

	幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ	1	(演習)
	幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱ	1	(演習)
	幼稚園教育実習Ⅰ	2	(実習)
	幼稚園教育実習Ⅱ	2	(実習)
	保育基礎講座Ⅰ	1	(演習)
	保育基礎講座Ⅱ	1	(演習)
	保育基礎講座Ⅲ	1	(演習)
	現代マネジメント研究	2	
	日本語表現A	2	☆
	日本語表現B	2	☆
	言葉と文化A	2	☆
	言葉と文化B	2	☆
	ビジネス日本語A	2	☆
	ビジネス日本語B	2	☆
社会福祉学科	社会福祉の基礎	2	
	人間関係とコミュニケーション	2	
	社会保障論	2	
	地域総合演習	2	(演習)
	介護福祉論Ⅰ	2	
	介護福祉論Ⅱ	2	
	介護の基本A(生活文化と地域社会)	2	
	介護の基本B(予防と運動学)	2	
	介護の基本C(リスクマネジメント)	2	
	介護の基本D(健康管理)	2	
	介護コミュニケーション技術Ⅰ	1	(演習)
	介護コミュニケーション技術Ⅱ	1	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅰ	3	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅱ	2	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅲ	2	(演習)
	生活支援技術A(栄養・調理)	1	(演習)
	生活支援技術B(被服・住居)	1	(演習)
	生活支援技術C(レクリエーション)	1	(演習)
	介護過程Ⅰ	2	
	介護過程Ⅱ	2	(演習)
	介護過程Ⅲ	2	(演習)
	介護総合演習Ⅰ	1	(演習)
	介護総合演習Ⅱ	1	(演習)
	介護総合演習Ⅲ	1	(演習)
	介護総合演習Ⅳ	1	(演習)
	介護基礎実習	1	(実習)
	地域介護実習	2	(実習)
	介護過程実習	4	(実習)
	介護総合実習	4	(実習)
	発達と老化の理解A	2	
	発達と老化の理解B	2	
	認知症の理解A(医学)	2	
	認知症の理解B(生活支援と制度)	2	
	障害の理解A(身体障害)	2	
	障害の理解B(知的・精神障害)	2	
	こころとからだのしくみA	2	
	こころとからだのしくみB	2	
	こころとからだのしくみC	1	(演習)
	医療的ケアA	2	
	医療的ケアB	1	(演習)
	医療的ケアC	1	(演習)
	リラクゼーション・ケアⅠ	1	(演習)
	リラクゼーション・ケアⅡ	1	(演習)

災害介護	1	(演習)
高齢者と住まい	2	
介護保険事務管理論	2	
障がいがある子どもの生活支援	2	
職業体験指導	1	(演習)
職業体験Ⅰ	2	(実習)
職業体験Ⅱ	2	(実習)
職業体験Ⅲ	2	(実習)
美の健康科学Ⅰ	2	
美の健康科学Ⅱ	2	
リズムミックコミュニケーションⅠ	1	(演習)
リズムミックコミュニケーションⅡ	1	(演習)
現代マネジメント研究	2	
医療と法	2	
話法表現論	2	
話法活用論Ⅰ	2	
話法活用論Ⅱ	2	
視聴覚表現論Ⅰ	2	
視聴覚表現論Ⅱ	2	
仕事とマナーⅠ	2	
仕事とマナーⅡ	2	
ビジネス接遇論Ⅰ	2	
ビジネス接遇論Ⅱ	2	
メディア表現論Ⅰ	2	
メディア表現論Ⅱ	2	
映像活用論Ⅰ	2	
映像活用論Ⅱ	2	
ネイルケアⅠ	1	(演習)
ネイルケアⅡ	1	(演習)
ブライダルマネジメントⅠ	2	
ブライダルマネジメントⅡ	2	
医療事務概論Ⅰ	2	
医療事務概論Ⅱ	2	
診療報酬請求事務Ⅰ	2	
診療報酬請求事務Ⅱ	2	
診療報酬請求事務Ⅲ	2	
診療報酬請求事務Ⅳ	2	
歯科医療事務概論Ⅰ	2	
歯科医療事務概論Ⅱ	2	
歯科診療報酬請求事務Ⅰ	2	
歯科診療報酬請求事務Ⅱ	2	
歯科助手実践の基礎	2	
歯科助手実習	1	(実習)
歯科助手実習指導	1	(演習)
人のからだとこころの基礎	2	
社会保障と医療保険の仕組み	2	
人を支えるコミュニケーション	2	
暮らしを支えるコミュニケーション	2	
地域を支えるコミュニケーション	2	
ライフプランとリスク管理Ⅰ	2	
ライフプランとリスク管理Ⅱ	2	
美体験海外研修Ⅰ	1	(演習)
美体験海外研修Ⅱ	1	(演習)

☆印は、外国人留学生の授業科目とする。

(3) 国試対策等講座科目

	単位数

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
介護福祉士国家試験対策講座		2	

別表第2 児童厚生2級指導員に関する科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科	児童館の機能と運営 児童館の活動内容と指導法		2	
			2	

別表第2の2 認定ベビーシッターに関する科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科	在宅保育論	2		

別表第3 レクリエーションインストラクターに関する科目

学科・資格区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科 社会福祉学科	レクリエーション論	2		

別表第4 卒業に必要な最低修得単位数

学 科	科 目 区 分	卒業要件単位
幼児教育学科	基 礎 科 目	13単位以上
	専 門 科 目	53単位以上
合 計		66単位以上
社会福祉学科	基 礎 科 目	16単位以上
	専 門 科 目	50単位以上
合 計		66単位以上

別表第5 学納金等（幼児教育学科、社会福祉学科）

入学検定料	30,000円
-------	---------

入 学 金 (入学時)	280,000円
授 業 料 (年 額)	550,000円
施設設備資金 (年 額)	200,000円
教育充実費 (年 額)	280,000円

別表第6 在籍料

在 籍 料	100,000円	休学の期間が半期による場合は、半額とする。
-------	----------	-----------------------

別表第7 学納金等（聴講生、科目等履修生、研究生）

聴 講 生	出 願 料		5,000円
	入 学 金 (入学時)		10,000円
	聴 講 料	講 義 (1 単位)	5,000円
		演 習 (1 単位)	7,500円
科 目 等 履 修 生	出 願 料		5,000円
	入 学 金 (入学時)		10,000円
	科 目 等 履 修 料	講 義 (1 単位)	10,000円
		演 習 ・ 実 験 実 習 (1 単位)	15,000円
研 究 生	出 願 料		10,000円
	入 学 金		15,000円
	研 究 料 (年額)		36,000円